

規約の一部改正について

(平成30年4月28日定期総会において決議)

第4章 役員

(現行)

(改正)

第15条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 執行委員 若干名

第15条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 執行委員 若干名

※この変更規約は平成30年4月28日から執行する。